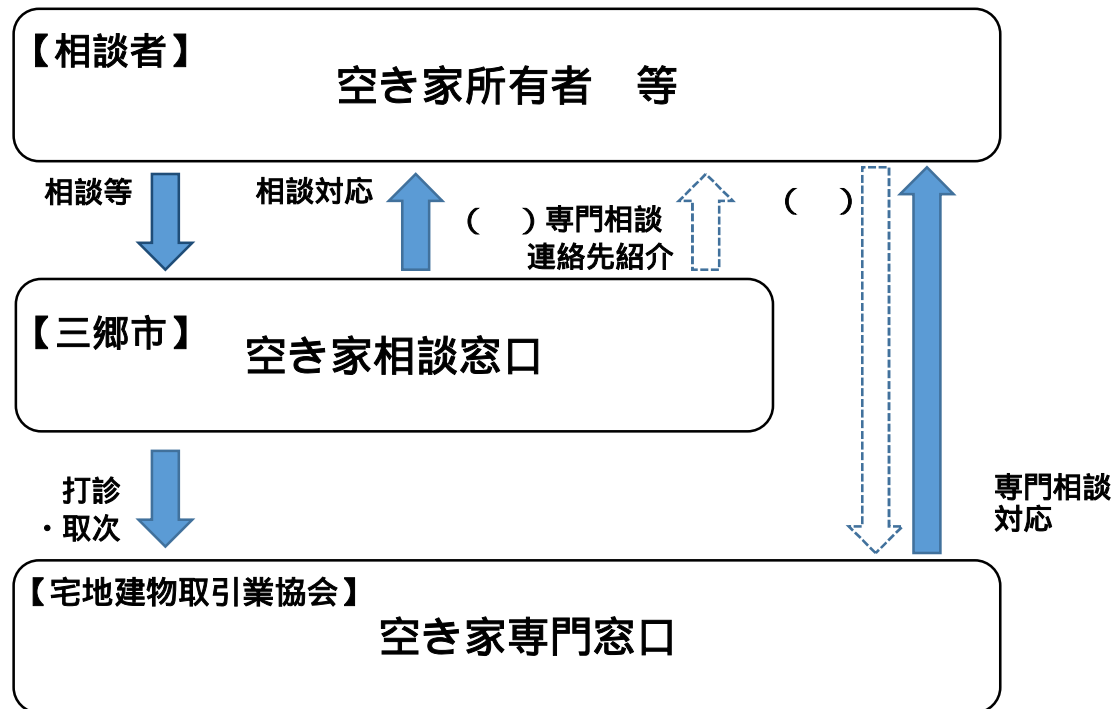


住宅相談窓口（空き家相談）における連携のイメージ



相談等
 空き家の所有者等の相談者から市役所相談窓口への問い合わせ。

相談対応
 市の相談窓口において対応します。

打診・取次
 市の相談窓口で対応困難な専門的な相談について、宅建協会による専門窓口への取次を打診。

専門相談対応
 宅建協会から相談者へ連絡し相談対応します。

市の窓口での対応が困難な専門的な相談について、相談者から連絡先の提供が得られなかった場合は、相談者に宅建協会の連絡先を伝えます。

 : 相談者から連絡先などの個人情報提供について同意が得られた場合

 : 相談者から個人情報の提供がされない場合